

- 近年、技術基準適合証明等を取得する際のデータに、改ざんや流用が行われた試験データ「フェイクデータ」により、不正に証明等を受けようとした事例が確認されている。
 - 今後、IoTやグローバル化の進展に伴い国内外から多様な無線設備が市場に流入し利用されることから、例えば、不正な機器が流通しネットワークに甚大な障害が発生した場合等、技術基準適合証明制度の信頼性の維持・確保が難しくなる。
 - 免許不要局は、現在、技術基準適合証明に係る一般的な事項について報告を求めているが、許認可事務に関与なく市場に出回る無線設備であり、問題発生リスクが大きい。そのため、一般的な事項の報告に加えて、試験データ等を報告させ公表することにより、リスクの軽減及び大きな抑止効果が期待できる。
- ※ 電波政策2020懇談会において、「グローバル化の進展に伴う多様な無線設備の利用拡大を見据え、適合性評価におけるデータが適切な環境で実測された試験データであること等を担保する仕組みを検討すべきである」との提言があった。

1 追加報告を必要とする対象設備 以下の全てに該当する無線設備

- (1) 免許不要局の無線設備 (例) Wi-Fi、Bluetooth
- (2) 工事設計認証を行った無線設備^(注)
- (3) 免許が必要な無線設備(携帯電話等)を併せ持つ場合を除く無線設備

(注) 登録証明機関が自ら特性試験を行う場合を除く。

(参考) 免許不要局であっても、技術基準適合証明を行った無線設備については、個々に測定を実施しているため対象としない。

2 追加する報告内容(省令改正)

- 現行の報告内容 対象設備：技術基準適合証明等を取得した全ての無線設備
証明を受けた者、設備の種別、設備の型式、周波数・電力、認証番号等



- 追加する報告内容 対象設備：免許不要局であって工事設計認証を取得した設備のみ
特性試験の結果、設備の外観図、証明書の写し